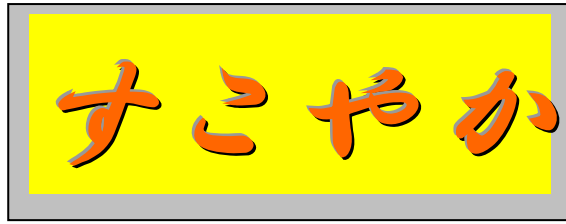


第 176 回組合会
健康保険料率改定



平成 27 年度から 9.0%

2 年連続引き上げ承認

神戸新聞健康保険組合 平成 26 年 10 月 23 日

神戸新聞健康保険組合は 10 月 23 日、第 176 回組合会を神戸新聞本社で開き、平成 27 年度から保険料率を 9.0%に引き上げることを決めました。現行の保険料率 8.1%から引き上げた 0.9%分は事業主と被保険者で折半となります。改定は 27 年 3 月 1 日からで徴収は 4 月分給与からとなります。

組合会は定員 22 人に対し委任状 2 人を含め全員が出席。織戸理事長の挨拶の後、川嶋専務理事が、保険料率引き上げに至る財政状況を説明しました。近年、高齢者医療制度への納付金と、医療費の上昇に伴う保険給付費の支出がふくらみ続け、「奇跡的」に黒字となった 24 年度以外は赤字が常態化。別途積立金の取り崩しは限界で「現行の 8.1%では 28 年度は予算編成ができず、大幅な料率改定は必至」とした。少しでも被保険者の負担を軽くするため①上げ幅は 1%未満②数年間は料率を維持するなどを考慮。料率を 9.0%に引き上げ、27 年度からの引き上げを示しました。

川嶋専務理事は「新しい料率は 3 年間維持できる想定。見送れば一層、厳しい状況となります。2 年連続の改定となりますが、今後の健保財政を安定させるためご理解いただきたい」と話しました。

組合会出席者からは保険料率引き上げについて異議はなく、全員一致で承認されました。このほか国の高額療養費制度の見直しに伴う「神戸新聞健保組合付加給付金制度」の変更も審議、原案通り承認されました。

新しい健康保険料率

(平成 27 年 4 月徴収分より改定)

項 目	改 定 後	改 定 前
保険料率	90/1000	81/1000
	事業主 53.5/1000	事業主 49/1000
	被保険者 36.5/1000	被保険者 32/1000